

補助金から37万1,000円、4項その他の補償金から929万4,000円、5項出資金から24万8,000円をそれぞれ減額いたすものでございます。

水道9ページをごらんください。次に、支出でございますが、1款1項建設改良費につきましては、事業費等の精算に伴い2,235万1,000円の減額補正で、内訳は、1目事務費を8万円の減、2目第4次拡張事業費は、工事請負費及び委託料など607万2,000円の減、3目水源開発費は、長井ダム建設事業費の確定により負担金及び企業債利息77万7,000円の減で、水道10ページの4目排水施設整備費は1,492万2,000円の減で、下水道工事などに伴う配水管布設替工事費及び設計業務委託料の補正でございます。5目資産購入費につきましては、不用見込み額50万円を減額いたすものでございます。

以上、よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

平成22年度長井市各会計予算案に関する総括質疑

○**渋谷佐輔委員長** 概要の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ここで、総括質疑の発言通告がありますので、ご指名いたします。

高橋孝夫委員の総括質疑

○**渋谷佐輔委員長** 議席番号10番、高橋孝夫委員。

○**10番 高橋孝夫委員** 私は、市民生活の向上を願いながら総括質疑を行います。

通告しております2点について質問申し上げますので、明快な答弁をいただきますようお願いいたします。

願いをしておきたいと思っております。

今回の補正予算、1回の補正予算で10億円を超えるというのはまれに見る数字だなと感じたところでございます。同時に、昨年を引き続き、一般会計の総額が120億円を超えるというのは、この間なかなかなかったことだなというふうに思っています。財政課にお聞きをしたところでは、平成15年度に120億円を超えたというお話がありましたけれども、これは借りかえといいますか、そういう鞆繰りの関係でふえたのであって、事業費などが伴う内容では120億円をかなり大幅に超える予算規模になるわけですが、私はすごいなと感じているところです。それだけ私たち、いわゆるチェックをする側、しっかりしなきゃいかんというふうに感じているところです。

前置きはともかく、具体的質問に入りたいと思っております。

質問の第1は、地場産業振興センターの運営費補助金についてでございます。今定例会に平成22年度一般会計補正予算第8号が提案されておりまして、その中で7款商工費に地場産業振興センター補助金776万9,000円が計上されています。2月18日の産業・建設常任委員会の協議会の資料によりますと、地場産業振興センターにおける消費税修正申告、派遣職員の増による経費等を補正をするものとしており、内訳は、消費税修正申告に係る増額524万5,000円、平成22年度消費税中間納税による増額91万9,100円、TASビル用地賃貸借契約変更による調整36万6,480円の減額、派遣職員分の手当等の増額197万1,102円とされています。今回はこの部分で消費税に関して質問をしたいと思っております。

地場産業振興センターにおける消費税修正申告については、昨年5月25日の産業・建設委員会協議会で報告をされています。そのときに示された資料によりますと、平成21年秋口から、11月のように、長井税務署が調査に入り、

その結果3年にさかのぼり修正申告の必要があるとの指導を受けて、具体的には平成18年度150万2,700円、19年度140万2,800円、20年度154万9,400円、合計445万4,900円に加算税計59万1,000円を足して、合計504万5,900円になりましたというものであります。

まず、商工観光課長に伺いますが、昨年5月の時点と今回の税額総額では額に違いがあるわけですが、これはなぜですか、お聞かせください。

○**渋谷佐輔委員長** 齋藤理喜夫商工観光課長。

○**齋藤理喜夫商工観光課長** お答えいたします。

差額分につきましては、3年分の延滞金で合計19万9,100円がかかっています。この分の差額でございます。

○**渋谷佐輔委員長** 10番、高橋孝夫委員。

○**10番 高橋孝夫委員** そういうふうなことだそうです。

重ねて伺いますが、昨年5月に産業・建設常任委員会の資料を見た際に、私ども会派でも勉強会で課長に来ていただいて説明をいただきました。だけど、なかなか消費税の修正という内容については理解できないままに今日に至っております。税務署の指導が入る前の地場産業振興センターの消費税の理解とその後の修正というのは具体的にどこがどう違うのか、明らかにしていただきたいと思っております。

○**渋谷佐輔委員長** 齋藤理喜夫商工観光課長。

○**齋藤理喜夫商工観光課長** お答えいたします。

地場産業振興センターが建設されてから消費税の方の申告自体はずっと続けておったわけでございます。その場合、雑駁な言い方で大変恐縮ですが、売り上げ、それから支出といいますか、売り上げと仕入れそれぞれを基本的には課税されるもの、それから非課税のものというふうな形で分けをしてございます。その課税に係る部分について消費税額を計算していたというふうなことをご理解をいただきたいと思いま

す。

ただ、今回税務署の方から指導を受けた中身につきましては、それと枠組みが若干異なりまして、補助金等特定収入がある団体につきましては特例の計算措置を行うというふうなものがあると、それに該当させて計算をしなければならないというふうな指導、指摘でございます。先ほど申し上げました特例措置につきましては、補助金等の占める割合が5%を超える団体であります。地場産センターもこれに該当します。補助金等につきましても、消費税を計算する対象として扱うというふうなことでございます。

例えば、西置賜製造業事業とかというふうなものがございまして、これに係る支出というものも課税仕入れの対象となるというふうなものでございまして、総体として控除額が少なくなるというふうな形になります。一般的に消費税自体は売り上げ、収入に係る消費税分と仕入れにかかった消費税分、その差額を消費税として支払うものですが、今回特定収入の計算の方の扱いをしますと、仕入れ部分の額について補助金等が入る部分については、それをマイナスするというふうなことがございますので、総体として消費税を払う額がふえてくるというふうな形になります。

○**渋谷佐輔委員長** 10番、高橋孝夫委員。

○**10番 高橋孝夫委員** 昨年の5月に地場産業振興センターにおける消費税修正申告についてという4ページにわたる資料をいただいているんですけども、これを見ても、まずなかなかちょっとわかりにくいんです。

ちょっと今の話要約すると、こういうことですか。今までは、地場産業振興センターのいろんな収入の費目や歳出もあるわけですけども、ここの部分で消費税が該当するのは施設使用料収入だけで計算をしていましたと、しかし、税務署の指導、調査によって課税対象が実際は、例えば修繕費補助金であったり、西置賜製造業

強化補助金、あるいは市の補助金なども課税の対象になるのだということで、修正申告をして500万円弱の税額が新たに発生したのだという整理の仕方でのいのかどうか、そこをお聞きをしたいと思います。

○**渋谷佐輔委員長** 齋藤理喜夫商工観光課長。

○**齋藤理喜夫商工観光課長** 雑駁にといいますか、ごめんなさい、大まかにそのように理解をしてよろしいというふうに思います。

ただ、先ほど施設使用料収入が売り上げ課税の部分になるというふうなことでございますが、基本的には需要開拓事業等々も含めてのいわゆる収益事業全般については売り上げの消費税がかかるというふうに考えていただきたいと思います。

○**渋谷佐輔委員長** 10番、高橋孝夫委員。

○**10番 高橋孝夫委員** 私どもがいただいている資料の中には収益事業の中身全部が入っているわけじゃないので、あえて指摘いただきました、雑駁に言うところということになるのかということで確認をさせていただきました。

再度お伺いをしますが、この税務署の調査を受けて、実際は3年にさかのぼり修正申告ということになったわけですが、このような課税方法の考え方というのはいつから該当することになったのでしょうか、お聞かせをいただきたいと思います。消費税そのものは平成元年から始まっているわけですし、途中3%から5%に税率は変更はありました。私は、今回お聞きしたいのは、当初、平成元年からスタートをしたわけですが、その後、法改正なり制度改正などがあって、先ほど言った地場産業振興センターなどの団体については、運営に際し補助金の占める割合が5%を超える場合は特例措置があるのだというものが新たにできて、こういう形で修正申告をしなければならないというふうになったのか、あるいは当初からこういう制度だったのか、どっちなのかお聞かせをいた

だきたいと思います。

○**渋谷佐輔委員長** 齋藤理喜夫商工観光課長。

○**齋藤理喜夫商工観光課長** お答えいたします。

地場産センター並びに税理士等から確認をしたお話では、消費税の制定当時からこういったふうな枠組みがあったというふうなことでございます。その間、先ほどお話ししました形態で地場産業振興センターは申告をし、また長井税務署においてもその内容で了としてやってきたというふうな状況でございます。

○**渋谷佐輔委員長** 10番、高橋孝夫委員。

○**10番 高橋孝夫委員** そこんところがなかなか理解できないわけですが、結果的に言うと、平成元年、その前から、昭和62年から地場産業振興センター、実際は63年からですけども、運営してますから、ずっと納めなくてはならない額を納めないできたということになるなど思ったわけですが、そういう意味では、随分長い間わかんなかったもんだなというふうに改めて驚くしかないわけです。

去年の5月の資料によりますと、地場産業振興センターでは公認会計士と税理士に依頼をして消費税の申告納税を行ってきましてというふうに触られています。財団法人地場産業振興センターの職員だけで判断をしたということではなくて、公認会計士や税理士の指導と判断によって申告納税をしたということになるわけです。だとすれば、公認会計士あるいは税理士の判断ミス、あるいは指導上の問題というのが発生するのではないかとこのように考えられます。

商工観光課長に伺いますけれども、公認会計士あるいは税理士といったところとはどういう契約が結ばれているのか、契約料というのは幾らなのか、税務署の調査が入った段階では公認会計士や税理士はどのような対応をしたのか、地場産業振興センターでは会計士や税理士の責任についてどう話がされたのかどうかお聞かせをいただきたいと思います。ぜひ契約書などが

+

あれば、あわせてお示しをいただきたいのですが、いかがですか。

○**渋谷佐輔委員長** 齋藤理喜夫商工観光課長。

○**齋藤理喜夫商工観光課長** お答え申し上げます。

まず、地場産センター建設当時というのは、福島の公認会計士の方をお願いをしておったというふうに聞いてございます。そちらについてはちょっと確認することができません。平成14年度から地元の税理士事務所の方をお願いをしているものでございます。

契約の内容といたしましては、基本業務、それから特別な税ごとの申告書作成業務というふうなことをお願いをしております。会計の中身といたしまして、一般会計、収益事業会計等々4会計がございますが、基本業務といたしましては、3カ月ごとにその4会計の通帳等を監査をするというふうなことが基本業務としてお願いをしております。それから、消費税、地方税関係の申告書作成につきましては、これにつきましてはそれぞれの書類の作成を依頼をしてるというふうなことでございます。

総額といたしましては53万円ほどの契約金額になってございます。

それから、5月時点でこういったふうな税務署等々からのやりとりがございまして、税務署の内容、それから今までの税理士さんとのやりとりを私どもの方も含めて1回お話を聞かせていただきました。地場産業振興センターとしてこの会計処理についてどういったふうな問題があって、これからどういったふうにしなければならないかというふうなことを税理士の方と相談をさせていただいた経過がございます。ただ、この時点におきましては、税理士事務所さんとの責任関係につきましての直接的なやりとりにつきましては行っていないというふうな状況がございます。

○**渋谷佐輔委員長** 10番、高橋孝夫委員。

○**10番 高橋孝夫委員** 課長、私ども口頭で言

われてもなかなかわからないのですが、どういう契約内容になっていたのか、地場産業振興センターと、それから公認会計士、税理士との間での委託契約というのはあるわけで、その契約書の中身をお示しをいただきたいのですが、お願いできませんか。

○**渋谷佐輔委員長** 齋藤理喜夫商工観光課長。

○**齋藤理喜夫商工観光課長** 契約書につきましては、地場産業振興センターの方と確認をさせていただいて提示させていただくことは可能だというふうに思います。

(「ちょっと休憩して」の声あり)

○**渋谷佐輔委員長** 暫時休憩します。

午後 2時40分 休憩

午後 3時10分 再開

○**渋谷佐輔委員長** 休憩前に復し、会議を再開いたします。

高橋孝夫委員の質疑を続行いたします。

10番、高橋孝夫委員。

○**10番 高橋孝夫委員** 今、契約書の写しをいただいたわけです。

商工観光課長にお伺いしますが、この契約書の中で、違約項目といいますかね、こういう中身で契約をしたわけですけれども、片方に損害が出るなどという場合の措置はこの中のどこに書いてあるのでしょうか。ちょっと私、見た段階ではなかなかわからないので、あるのかないのかも含めてお聞かせをいただきたいので。

○**渋谷佐輔委員長** 齋藤理喜夫商工観光課長。

○**齋藤理喜夫商工観光課長** お答えいたします。

契約書の内容を見る限りにおいては、責任の規定については明記されていないというふうに考えざるを得ません。

○**渋谷佐輔委員長** 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 明示されてはいないと、確かにそう見えるなど私も感じたところです。

しかし、私は今回の消費税の修正申告と付随をする修正納付納税額については、税務署の調査によるものであり、これはやっぱり納めなきゃならないものと思っています。しかし、釈然としません。どういふかという、延滞金も含めて、すべて地場産業振興センターだけでこの負担をするということについては釈然としませんところがあるんです。それは、やっぱり税の申告書の作成あるいは付随するものについて、プロである公認会計士や税理士がかかわってきたにもかかわらずこういう状況になったというのは、そこではやはり公認会計士や税理士の責任というものは発生をするのだと私は思うんですよ。そこは、確かに明確な規定はないわけですが、ちゃんと話をしなきゃいけないのではないかと私は思うんです。

何ページではないんですが、契約書の中で、K13と書いてある【その他】というところがあるんですけども、ここには、甲及び乙、丙は、当該契約に規定がない事項または解釈上疑義が生じた場合については、高度な倫理観と相互信頼の念をもって友好的に随時取り定めを行うものとする、皆さんないんですね、というふうになっています。こういうところで、私はお話をするとすることはしなきゃならないのではないかとこのように思うんですが、そこは先ほど課長の答弁では責任についてのやりとりは行ってないということになるわけです。

私はこれではいけないと思いますが、ここは上司の判断で市長の判断をお伺いするしかないのですが、やっぱりここに基づいてお互いがこういう事態になったわけだから、それこそ互いの相互信頼の念をもって話をしていくということが私は大切なことだと思いますが、そこは市長、どうお考えですか。

○渋谷佐輔委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 高橋委員がおっしゃるように、ご指摘のように、確かに税理士は職務上、消費税法といいますか、そういった全般にわたって精通していなければいけないということでもありますので、そういった意味でいえば、厳密に考えれば責任はあるのだろうというふうに思います。

この件につきまして、市の顧問弁護士とも相談いたしました。同じように、顧問弁護士もやはり形式上の責任はあると。すなわち、今回の修正申告に係る損害賠償の部分ですね、金額にして80万円ぐらいというふうに思われますが、それらについては損害賠償を請求する権利はあるかどうかなんですけども、それについては検討する必要があるのではないかとこのように思っておりますが。やはり20数年にわたって税務申告を消費税の申告をして、私が推測するには、今いわゆる法人改革の真ただ中でございます。そういった法人改革の中で、国税の方の方針として、それらについての解釈をより厳密にされたんではないかと。そういったことで、昨年の産業・建設常任委員会の協議会にも私出席させていただいて申し上げたんですが、やはり私ども以外の地場産業振興センターでもこういった消費税に対する補助金の部分ですね、これらの課税がされてるところが同じようにあるという情報でございましたので、そういった意味で、法解釈が少し変わったと、そんなことから損害賠償については検討しなきゃいけないとは思いますが、これも慎重に検討していかなくちゃいけないのではないかと考えているところでございます。

○渋谷佐輔委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 市長の考え方は、今回の500何万円の納税に対して、地場産業振興センターと契約相手である税理士と会社のところで率直に話し合うということではなくて、損害賠償という形でいわゆる違う手段に訴えるとい

うふうになりますか、そういうことを考えておられるということですか、一体となって進めていくということなのですか。ちょっと私わからないんですが、損害賠償というふうになりますと、これ裁判といいますか、そういう方向に行くんだと思うんですけども、そっちの道を選ぶのだということでしょうか。

まず、今回発生をした平成18年度から20年度までの部分について、私は納めなきゃならないわけですけども、しかし、その中の例えば加算の部分であるとかというところで話をするとかということやをされようというお考えではないということですか。

○**渋谷佐輔委員長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** 私が高橋委員のご質問の趣旨を取り違えておったのかと思います。申しわけございません。

私は、税理士の方の契約をごらんになって、釈然としないと、これはだれか責任があるんだということをおっしゃってるのかなというふうに思いまして、それで税理士にもやっぱり法律に、税法に関することは精通してなきゃいけないわけですから、そういった意味では、補助金の部分について今までは課税対象にしてなかったわけですけども、そういうふうに国税の方でされると、税務署の方で課税対象になるんだということや、今回みずからが修正申告するものですから5年のところを3年で済むということやなんですけども。しかし、税理士さんに責任があるんじゃないかというふうに、私はそういう質問だと思いましたので、ですから、そういったところで責任あるとしたら損害賠償ということも検討しなければいけないのかなという話だけでございます。

税理士さんとはもちろん、これが発覚した段階で話し合いをいたしました。しかし、いろいろ話しても、契約内容は、これを見ても、包括的に財団法人の方の地場産センターの

税処理をすべてお願いしてるという形ではなくて、指導を受けてると。そして、月々2万円の基本業務、相談業務ですね、それと申告書作成に係る経費、例えば消費税の申告書作成でしたら6万円とか、あるいは地方税の申告書作成で3万円とか、そういう契約の内容でございますので、そういった意味からは決して責任が重い契約ではないというふうには思ってるんですが。しかし、幾ら金額の少ない契約、多い契約にかかわらず、税理士としての責任はあるだろうということや、必要とあらばやっぱりそういったところを検討しなきゃいけないのかなという答弁を申し上げたところでございます。

○**渋谷佐輔委員長** 10番、高橋孝夫委員。

○**10番 高橋孝夫委員** 今、市長言われたように、確かに去年の5月の協議会というのは2日にわたって行われていまして、2日目は市長が出ていらっしゃるんです。そのときに、最終的に市長は、6月定例会にこれは出さないで、様子を見てというふうに判断をされたわけです。こういうふうに答えておられるんですね。指摘をいただいた部分について責任も含めて再度内部で検討して、この次に補正の段階で、このたびの500万円とイコールとはいかないと思いますが、その際にそれらの対応についてもお報告をさせていただきたいというふうに言われているんです。そういう答弁はわかったわけですけども、実際は、税理士側と話したけれど、具体的に責任問題までは至らなかったということまではわかりました。

そうすると、今ほど市長が言われた、弁護士と話をしたら相応の責任はあるだろうということや、そういう道もあるということもわかったわけですが、これはやっぱり踏み込むという、そこに、先ほどの話ですと損害部分の賠償の部分で踏み込むということまで含めて、今確認をされてるということやなんですか、内部で。

○**渋谷佐輔委員長** 内谷重治市長。

○内谷重治市長 正直なところ、昨年の協議会の中では内部でも検討すると、なおかつ補正についても6月とか9月ではなくて、やはりそれなりの経営努力をして、できるだけ市の方からの支援金、補助金を少なくするように内部で努力して、それでやっていこうということで、その際は、税理士の方には、やはり20数年ずっと申告していて、ここに来てその部分を指摘をされたわけですから、そういった意味では、今契約してる税理士事務所の方にだけ損害賠償を請求するということもなかなか難しいだろうと、その当時は判断いたしまして、その後、今日に至るわけですが。

高橋委員の方から責任問題というようなお話があったので、それではもう一度検討しなきゃいけないということをお願いただけでございまして、損害賠償を請求するとは申し上げておりません。これからどうするかは、なおやはり幾ら金額どうのこうのあったとしても、少なくとも庁議等々で意見を集約しながら決定しなきゃいけない内容であるというふうに思っております。

○渋谷佐輔委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 やっぱり私は、少なからず責任はあるし、これからの契約のこともあるわけですから、そこは両にらみでぜひ内部で検討していただきたいなと思います。

結果として、それがなるならない、あるでしょうけれども、それはやっぱりある程度期間を区切ってその検討を鋭意、私はしていただきたい。そして、損害賠償請求しないというふうになった際でも、やっぱり次期の契約なども含めて、私は対応いただきたいものだなというふうに思います。

今、市長の方から地場産業振興センターの、いわゆる内部の努力も含めてというお話がありました。今回の補正予算の資料を見ますと、今ほど私も申し上げましたが、こういうふうに触

れられています。この件については、5月の協議会資料において経過を説明してきたところであり、その際には3月までの地場産業振興センターの収支状況を見ながら、補正せざるを得ない額を精査して補正要求をするべきであるとの意見をいただいた。需要開拓事業、大都市圏事業等の決算想定からは多くの収益が見込むことができない。また、菜なポート事業については、売り上げ想定は目標を超えたものの、ランニングの部分、特に光熱水費が大きく予算を上回ったため収益が出ない見込みとなった。このため、修正申告額及び加算額、延滞金の合計額全額の補正を要求をさせていただくということになったのだというふうに触れているわけです。

商工観光課長に伺いますけれども、5月の協議会で3月までの地場産業振興センターの収支状況を見ながら補正せざるを得ない額を精査するという意見があったということで、この間様子見をしてきたということになるようです。ここで言っている地場産業振興センターの収支状況を見ながらというのは、具体的にどの事業に係る収支状況を想定をされていたのかお聞かせをいただきたいと思います。

○渋谷佐輔委員長 齋藤理喜夫商工観光課長。

○齋藤理喜夫商工観光課長 お答えいたします。

地場産業振興センターにおきます需要開拓事業、それから施設使用料収入、それから菜なポートの市民直売所事業等、総体としての事業収入というふうに考えてございます。

○渋谷佐輔委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 わかりました。総体として今お話あったんですけども、私、これ去年の5月の25日と26日の産業・建設委員会の協議会の発言の要旨を持ってるんですが、そういう話は出てこないんですね。出てくるのは菜なポートの話しか出てこないんですけども、そのところはちょっと違うのじゃないかなというふうに思います。

+

地場産業振興センターでの事業の中で、平成22年度中の収支状況が期待できる事業というのは、額的にいえば菜なポートということになるのではないですか。

○**渋谷佐輔委員長** 齋藤理喜夫商工観光課長。

○**齋藤理喜夫商工観光課長** お答えいたします。

あくまでも5月時点での想定といたしましては、地場産業振興センターの総体としての収入と支出、この差額分というふうなことで考えてございます。その中で、菜なポートにつきましてもそれに含まれるというふうに考えておりました。

○**渋谷佐輔委員長** 10番、高橋孝夫委員。

○**10番 高橋孝夫委員** 先ほど市長の5月26日の最終的な答弁のお話をさせていただきましたけれども、そうではないんですね。今回補正の説明の中で、結果的にはだめだったというふうになるわけですけれども、私は昨年5月にこの話をお聞きをしたときに、会派はもとよりですけれども、ほかの人たちと話をしたときにはこういう理解だったんです。一昨年11月に私どもに示されました経済再生戦略会議市民直売所班実施事業概要の中でいう経営目標あるいは積算想定の中で、売り上げを6,000万円と想定をした収支の総額1,076万6,000円の収支がその後の山形県緊急雇用創出事業臨時基金事業補助金900万円をここに充当することによって、当初想定をしていた人件費分がそっくりプラスになるということから、地場産業振興センター消費税分は捻出できると私は理解をしていたんですが、そうではないのですか、そういう考え方はないのですか。

○**渋谷佐輔委員長** 齋藤理喜夫商工観光課長。

○**齋藤理喜夫商工観光課長** お答えいたします。

21年の12月議会時点での説明の内容につきましては、その当時、経済再生戦略会議のプロジェクトチームの方で検討してきた内容の資料でございます。経営目標というふうなことでござ

います。その後、1月、2月と実際の事業ベースの事務局会等々を行って検討してきた中身が3月議会で提案された経営計画でございます。実際に3月時点での経営計画自体も補助金を含めた事業計画というふうになってございまして、その中から具体的な事業収入をあてがうというふうな形にはなっていないというふうに思っております。

○**渋谷佐輔委員長** 10番、高橋孝夫委員。

○**10番 高橋孝夫委員** ちょっと言ってること、私なかなか理解できないんですけども、11月19日付で私どもにいただいた市民直売所のいわゆる経営目標という売り上げ6,000万円を想定をして、収入も歳出も1,076万6,000円とした中身でいえば、その後ここでいう人件費300万円というのは県の緊急雇用を入れるわけで、かからないわけですよ、その300万円丸ごと浮くのだと。だから、その分は地場産業振興センターの消費税分に回っていくというふうに考えたのは間違いだと、こういうことですか。

○**渋谷佐輔委員長** 齋藤理喜夫商工観光課長。

○**齋藤理喜夫商工観光課長** お答えいたします。

21年の11月時点の経営目標、それから22年3月で22年当初予算の補正時に提出をさせていただいた経営計画、これにつきましては12月時点の数値、私の方から出させていたんですが、これにつきましてはあくまでも経済再生戦略会議の事務局のメンバーが想定をした数字を上げて報告をさせていただいたものであります。

ただ、その後、実際にやるよといったふうなことを検討して積み上げていったとまとめられた数字が22年の3月で農林課の方から説明をされた中身になってございます。同じ6,000万円というふうなことがございまして数字が混乱をするわけなんです、3月時点の実行計画としての内容から考えれば6,000万円の売り上げがある、それから補助金等が入ったとしてもとんどの事業計画になっておったというふうに思い

ます。

○**渋谷佐輔委員長** 10番、高橋孝夫委員。

○**10番 高橋孝夫委員** 去年の3月議会の予算委員会というのは、当初予算と一緒に、課長言われるように、当該年度の補正予算第1号も一緒に審議をした予算委員会で、ちょっと特異の委員会だったんです。そこで今言われた審査の際に、農林課資料ということで出てきたこのことなんでしょうかね。農商工連携雇用創造事業、市民直売所事業経営計画、これによるのだという事を言われているのですか。

○**渋谷佐輔委員長** 齋藤理喜夫商工観光課長。

○**齋藤理喜夫商工観光課長** そのとおりでございます。

○**渋谷佐輔委員長** 10番、高橋孝夫委員。

○**10番 高橋孝夫委員** その際、これでいえば具体的に何がもくろみと外れたのですか。確かにこの間、資料をいただきました菜なポートの光熱水費、月別のやつで1月まで電気料と上下水道料、燃料費で181万8,947円というふうになっています。この計画でいうと、需用費、年間消耗品費を除いてだどどれくらいになるんですかね、87万円くらいになるんですかね。それからいうと100万円プラスになっていることは確かです。だけど、ここだけがやっぱり違って市民直売所の経営というのはとんとんになってしまったのだと、収益が上がらないのだということになるんですか、ほかの部分はもくろみとは全く外れていないということになるのですか、少し项目的に教えていただきたいんですが、いかがですか。

○**渋谷佐輔委員長** 齋藤理喜夫商工観光課長。

○**齋藤理喜夫商工観光課長** お答えいたします。

大きな見込み違いといいますか、見込み額と計画額で、まず収入の部分から考えますと、総売り上げが6,000万円目標というふうの設定をしてございましたが、それが7,000万円くらいになるというふうなことであります。それから、

細かいところの部分で考えれば、お話をさせていただきますと、例えばラベルの収入、ラベル代が20万円ぐらいというふうなことでありましたが、想定としては60万円ぐらいになりそうだというふうなことで上げられます。それから、支出の部分につきましては、予定といたしまして報償費というふうなものを考えてございましたが、これにつきましては支出をしないで済ませたいというふうな考え方でございます。それから、先ほど委員の方からお話がありましたが、特に一番大きく考えられますのが、光熱水費、燃料費、こちらにつきましては合計で87万円ぐらいの予定でございましたが、それが200万円ぐらいになるというふうなことで、130万円ぐらいの見込み違いというふうなことでございます。それから、役務費等につきましては、逆に59万円ぐらいでございましたが、見込みとして10万円ぐらいの減額をすることができるだろうというふうなことで考えてございます。ただ、普及推進費等につきましては、イベント費等々

+

細かい部分につきましては若干ございますが、ありがたい誤算としては売り上げが1,000万円ほど伸びたと、それから特に大きな光熱水費、電力量について120万円ぐらい増加せざるを得なかったというところが一番大きな見込み違いかなというふうに考えてございます。

○**渋谷佐輔委員長** 10番、高橋孝夫委員。

○**10番 高橋孝夫委員** 聞いている分では、当初とそんなに変わりなくてとんとんにいくということになるんだなと思うんですがね。私、不思議でしょうがないのは、当時、菜なポートからのいわゆる市民直売所からの上がりで何とかなるとする、その根拠というのは一体何だったのかなというところが腑に落ちないわけですよ。ここは課長は当時どう整理されたんですか。地

場産業振興センターの各種事業はいろいろあるわけですが、その収支の状況を見ていって消費税の修正申告納税額に見合う部分なんて出てこないよね、どこからも。ここからしかないとは思ってるんですけども、そこは当時どういうふうに判断をされたんですか、5月の時点。

○**渋谷佐輔委員長** 齋藤理喜夫商工観光課長。

○**齋藤理喜夫商工観光課長** お答えいたします。

5月時点で菜なポートの今後の伸びというふうなところについて見通しを持つことができませんでした。先ほども申し上げましたんですが、そのほかの使用料、それから物産館事業、それから大都市圏等々の事業による総体としての収益の確保というふうなことを期待しておったというふうな状況でございます。

○**渋谷佐輔委員長** 10番、高橋孝夫委員。

○**10番 高橋孝夫委員** そうではなかったと思うんですよ。ほかの事業で、じゃあ収益が期待できるものって何かあったんですか、地場産業振興センターで。ないよね。ほかの部分でいって、年間の運営費が足りないから一般会計から出してるわけでしょう。だから、市民直売所の収支ぐらいしか思い当たるものはないと私は思うんですけども、そうじゃなかったんですか。もう一回お願いします。

○**渋谷佐輔委員長** 齋藤理喜夫商工観光課長。

○**齋藤理喜夫商工観光課長** お答え申し上げます。

まず、穴埋めをするといいますか、消費税部分について圧縮をかけるというふうなことの考え方の中では総体としてあくまでも収入、それから収支の差額によるというふうに考えてございました。

ただ、菜なポート事業については今までの取り組みの経験というふうなものがないというふうな状況であり、ある意味では、期待以上のものを上げることができるのでないかというふうな期待は持っておりました。ただ、あくまで

もそのほかの大都市圏等々の事業による総体としての事業収入の増大というふうなことを考えておったところであります。

○**渋谷佐輔委員長** 10番、高橋孝夫委員。

○**10番 高橋孝夫委員** そういうふうに言わざるを得ないんでしょうけれども、ちょっとなかなかぴんとこないです。

市長にここ最後にお伺いしますけれども、結果として、市長、5月の協議会にも言われているように、全額ではなくて、できるだけ地場産業振興センターの努力で減らしてというお話をされたわけですが、しかし、結果としては満額の部分が出てしまったというところになるわけです。ここは私は極めて残念だなと思ってるわけですが、この部分については市長もやはり総体の事業でというふうに考えておられたのでしょうか、そこだけお聞かせください。

○**渋谷佐輔委員長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** 昨年の協議会でお話しした内容は、地場産業振興センターの努力によって1円でも10円でも減らしたいということを申し上げたんでありまして、商工観光課長がどのように申し上げてるかはちょっと私も把握してなかったんですが、追徴分をすべて、特に菜なポートの売り上げから収益を上げて返すなんていうことはあり得ない。もともと菜なポートは地場産業振興センターのために、利益を上げるためにやったものではありませんので、そんなことは私も、また商工観光課長も申し上げてるはずがないというふうに私は思ってます。菜なポートは、そういったことじゃなくて、あくまでも地域の活性化あるいは農家所得の向上を目指してやったものでありまして、農家の努力によって地場産業振興センターが潤うと、そういう発想の店舗ではありませんので。発想自体がそういうものではなくて、地場産業振興センターの収益事業でさまざまなものがあって、一番いいことは利益が上がらないと思ったものは手をつ

けないのが一番いいんでしょうけども、そうじゃなくて、あくまでも第三セクターとしての産業振興になってるんだということから努力をしようという話をさせていただいたわけでありまして、結果としてどうだったと、さっぱり赤字圧縮してないんじゃないかということを高橋委員はおっしゃってるんだと思うんですが、そういった意味では、菜なポートはまた違った店舗でありますので、そこは私は高橋委員とは全く違う考え方ですんで、これはこれ以上しようがないのかなと思います。

○**渋谷佐輔委員長** 10番、高橋孝夫委員。

○**10番 高橋孝夫委員** 私もここでぎりぎりという話はしたくないんですよ。ただ、私どもが当時理解をしてきた中身というのは、言われた中身なんです。だから、私どもの頭の中には一昨年の11月のときの頭しかないから、あと人件費の部分は緊急雇用で賄うんだからそれはそっくり浮くという、そういう判断だと思うんですよ。それがあって、私は結局こういうことになったのではないかと……。

○**内谷重治市長** 違います。

○**10番 高橋孝夫委員** 違う。そこはちょっと残念ですね。私は、けどそういうふうに思ってきました。それは間違いだと言われれば、それはそのとおりのかもしれない、私の勘違いかもしれない。しかし、そういうふうなことで私は、要するに補正の時期をずらしてきたんだというふうに理解をしておりましたから、そういうふうに申し上げているわけです。

その質問の第2の方に移っていくわけですが、時間もありませんから、商工観光課長に伺いますけれども、市民直売所の今後についてですが、11カ月間事業展開をしてきたわけですが、これまで光熱水費を中心にもくろみが外れるということもありました。そういう状況を踏まえて、23年度の運営計画についてはどうされようとしているのか、具体的なものがあれば

資料を示しながら説明をいただきたいと思います。

○**渋谷佐輔委員長** 齋藤理喜夫商工観光課長。

○**齋藤理喜夫商工観光課長** お答えいたします。

23年度につきましては、今、農林サイドの方の補助事業を入れながら事業を進めていきたいというふうなことで考えてございます。その中で売り上げの目標としては、今年度の実績見込みに対してさらに上乘せをするというふうなことで計画をしているというふうに聞いてございます。

なお、資料ということでございますが、資料につきましては、後日提出させていただくというふうなことでお願いをしたいというふうに思います。

○**渋谷佐輔委員長** 10番、高橋孝夫委員。

○**10番 高橋孝夫委員** ありがとうございます。ぜひ資料をいただきたいと思います。

最後に、市長にお伺いをしますが、去年この議論をさせていただいたときに2年ないしは3年とにかくやってみようというお話がありました。さっきこれ言ってますけれども、県の緊急雇用創出事業の基金事業、これが外れる段階というのが一つの判断、見直し時期かと私は感じるわけですが、そこについてはどうお考えでしょうか、ここだけをお聞かせをいただきたい。

○**渋谷佐輔委員長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** 高橋委員ご指摘のとおり、まずは3年間ということで、人件費がそういったことで国の方から支援いただける期間がまず一つのけじめだと思っております。

やはり一番厳しいのは、地場産業振興センター自身の手数料が団体で入っていただいておりますので、例えば愛菜館あるいは伊佐沢の生産組合、バックしておりますので、15%なんです、7%ですね、それから8%団体にバックしてますんで、それから虹の駅についてはもともとすぐそばに虹の駅があったということで、ほかの

団体からご了承いただいて、強い要望によって2%しかいただいてません。こういう中身で経営はできないということは明らかです。ですから、3年目には通常に戻させていただかないとやっていけないというふうに思っていますが、あくまでも実験店舗なものですから、そういった形で農家の指導あるいは出荷の体制づくり、この3年間で磨いていくということの一つの地場産としての目標としておりますので、議員ご指摘のとおり3年間で考えております。

- 渋谷佐輔委員長** 10番、高橋孝夫委員。
- 10番 高橋孝夫委員** 終わります。
- 渋谷佐輔委員長** 以上で通告による総括質疑は終わりました。

これより各会計補正予算案の細部審査に入ります。

なお、質疑に当たっては、答弁者並びにページ数をお示しの上、お願いいたします。

- 渋谷佐輔委員長** 次に、議案第34号 平成22年度長井市国民健康保険特別会計補正予算第2号の1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 渋谷佐輔委員長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第35号 平成22年度長井市 公共下水道事業特別会計補正予算第 3号についての質疑

- 渋谷佐輔委員長** 次に、議案第35号 平成22年度長井市公共下水道事業特別会計補正予算第3号の1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 渋谷佐輔委員長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第33号 平成22年度長井市 一般会計補正予算第8号についての 質疑

- 渋谷佐輔委員長** まず、議案第33号 平成22年度長井市一般会計補正予算第8号の1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 渋谷佐輔委員長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第34号 平成22年度長井市 国民健康保険特別会計補正予算第2 号についての質疑

議案第36号 平成22年度長井市 老人保健医療費給付事業特別会計補 正予算第2号についての質疑

- 渋谷佐輔委員長** 次に、議案第36号 平成22年度長井市老人保健医療費給付事業特別会計補正予算第2号の1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 渋谷佐輔委員長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第37号 平成22年度長井市 山形鉄道運営助成事業特別会計補正 予算第2号についての質疑